

## 議案第4号

### 平成30年度浦添市公共下水道事業特別会計予算

平成30年度浦添市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,994,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月23日提出

浦添市長 松本 哲治

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,007,613
	1 使用料	1,007,239
	2 手数料	374
2 国庫支出金		99,000
	1 国庫補助金	99,000
3 県支出金		102,000
	2 県補助金	102,000
4 繰入金		546,013
	1 繰入金	546,013
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 諸収入		780
	2 市預金利子	1
	3 受託事業収入	777
	4 雑入	2
8 市債		239,200
	1 市債	239,200
歳 入	合 計	1,994,608

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公共下水道費		1,576,396
	1 公共下水道費	946,693
	2 事業費	629,703
2 公債費		413,212
	1 公債費	413,212
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	1,994,608

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
地方公営企業会計 財務会計システム構築	平成30年度から 平成31年度まで	5,314

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	127,200	普通貸借又は 証券発行 (但し、登録 債とする)	年5%以内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	40年以内の 償還、その他 借り入れ先の 融資条件によ る。但し、市 財政の都合に より繰上償還 又は低利債に 借換えするこ とができる。
流域下水道事業	97,000			
公営企業会計適用事業	15,000			
計	239,200			